第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該 措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体 制の概要

債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置(貸付条件の変更等)をとった後において、 改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合は、貸付けの条件の変更等を行った中小企業者のお客さまの経営再建計画の進捗状況 を継続的に把握するように努め、また、経営再建計画の見直しの支援及び経営相談や指導等に よる支援についても取り組むため、以下のとおり体制を整備しております。

「貸付条件の変更等の実行後の支援」	の休期
- 目1 宋1407多 史 寺07夫1 1を07 又1を	クノ744曲リ

区分	担当理事·責任者·担当者	役割
	審査部長	・当組合における経営相談、経営指導対応状況の把握
	(金融円滑化管理責任者)	・金融円滑化管理担当理事への報告
本 部		・営業店に対する経営再建計画策定の支援
УТ. БР	審査部	・関係部、各営業店との連携
	(金融円滑化管理統括部)	・経営改善及び経営指導の営業店に対する監督・指導
		・経営改善、経営指導の取組み
		・経営再建計画策定の支援及び進捗管理
	部店長	・経営相談、経営指導の対応
営業店		・関係部、各営業店との連携
		・審査部への報告
		・経営再建計画策定の支援及び進捗管理
	融資担当役席者等	・経営相談、経営指導の対応
	(金融円滑化管理担当者)	・関係部店との連携
		・営業店長への報告

- 1. 審査部と各営業店が連携して、実現性の高い経営再建計画の策定支援とその後のフォローアップに努めております。
- 2. 審査部と各営業店が連携して、経営改善や事業再生支援に努めております。
- 3. 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、関係部室及び各営業店において、経営改善・再生支援が適切に行われるため、審査部及び関係部店からの対応状況・問題点に関する報告を取りまとめ、必要に応じて理事会等に報告しております。また、経営に重大な影響を与えるおそれがある場合や顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合についても同様に理事会等に報告し周知徹底を行なっております。
- 4. 審査部は、経営改善・再生支援の対応状況・問題点に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて、関係部店に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しております。
- 5. 審査部は、経営改善相談及び再生支援が適切に行われるため、必要に応じて研修計画を立案し、役職員に対し、経営改善や事業再生支援のスキルアップを図るために研修を実施し周知徹底を行なっております。